

## 被災宅地危険度判定士

## 登録更新申請書

申請日 令和 年 月 日

福井県知事 杉本 達治 様

福井県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項に該当するので、第6条第2項の規定により、被災宅地危険度判定士の登録の更新を申請します。

また、登録更新後に福井県が登録更新情報を被災宅地危険度判定制度のために利用することについて、同意します。

ふりがな 申請者氏名		生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日
居住地住所	〒  Tel ( )					
勤務先	住所 名称	〒  Tel ( )				
	所属 部署					
現在有効な 登録	番 号	—	—	—	—	—
	有効期限	年 月 日まで有効				

※登録番号	※有効期限

- 注) 1. 裏面の事項も記入してください。  
2. 登録更新申請書と併せて、現在お持ちの登録証および申請日前6ヶ月以内に撮影した顔写真（タテ3cm×ヨコ2cm）1枚を提出してください。  
3. ※印欄は、記入しないでください。

緊急連絡先（緊急連絡先となる該当番号に ○ を付け、その住所、電話番号等を記入してください。）

緊急 連絡 先	連絡先	1. 自 宅	2. 勤務先	3. その他（ ）
	所在地	(ふりがな) 〒 —		
	TEL	( )	—	内線 ( )
	FAX	( )	—	

参考（協力可能な項目を一つ選択し、該当する番号に ○ を付けてください。）

地方公共団体から要請があった場合、下記の活動区域において協力できます。	
1	県内の判定はもとより、全国の被災地への派遣に協力できる。 (泊程度の宿泊可)
2	県内および近畿圏内の派遣に協力できる。(泊程度の宿泊可)
3	県内および隣接府県への派遣に協力できる。(泊程度の宿泊可)
4	県内派遣のみ協力できる。(日帰り)
5	その他 ( )

注) 参考として現況をお聞きするものであり、登録の可否とは関係ありません。  
また、実際の派遣要請時は、期間等につき個別に調整を行うこととなります。

「被災宅地危険度判定士登録更新申請書」記入上の注意

- 1 この登録申請書は、被災宅地危険度判定士として登録の更新を受ける意思がある方のみ提出してください。
- 2 登録更新申請には、現に有効な登録証および申請日前6ヶ月以内に撮影した顔写真（タテ3cm×ヨコ2cm）1枚の提出が必要です。登録更新申請時に、更新申請書と併せて提出してください。
- 3 各欄の記入について
  - (1) 「申請者氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、ふりがなを付けてください。
  - (2) 「居住地住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている連絡のとることができる所）を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入してください。
  - (3) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地の住所を記入してください。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実に取れる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号は避けてください。
  - (4) 「現在有効な登録」欄には、現に有効な登録証に記載されている登録番号と有効期限を記入してください。